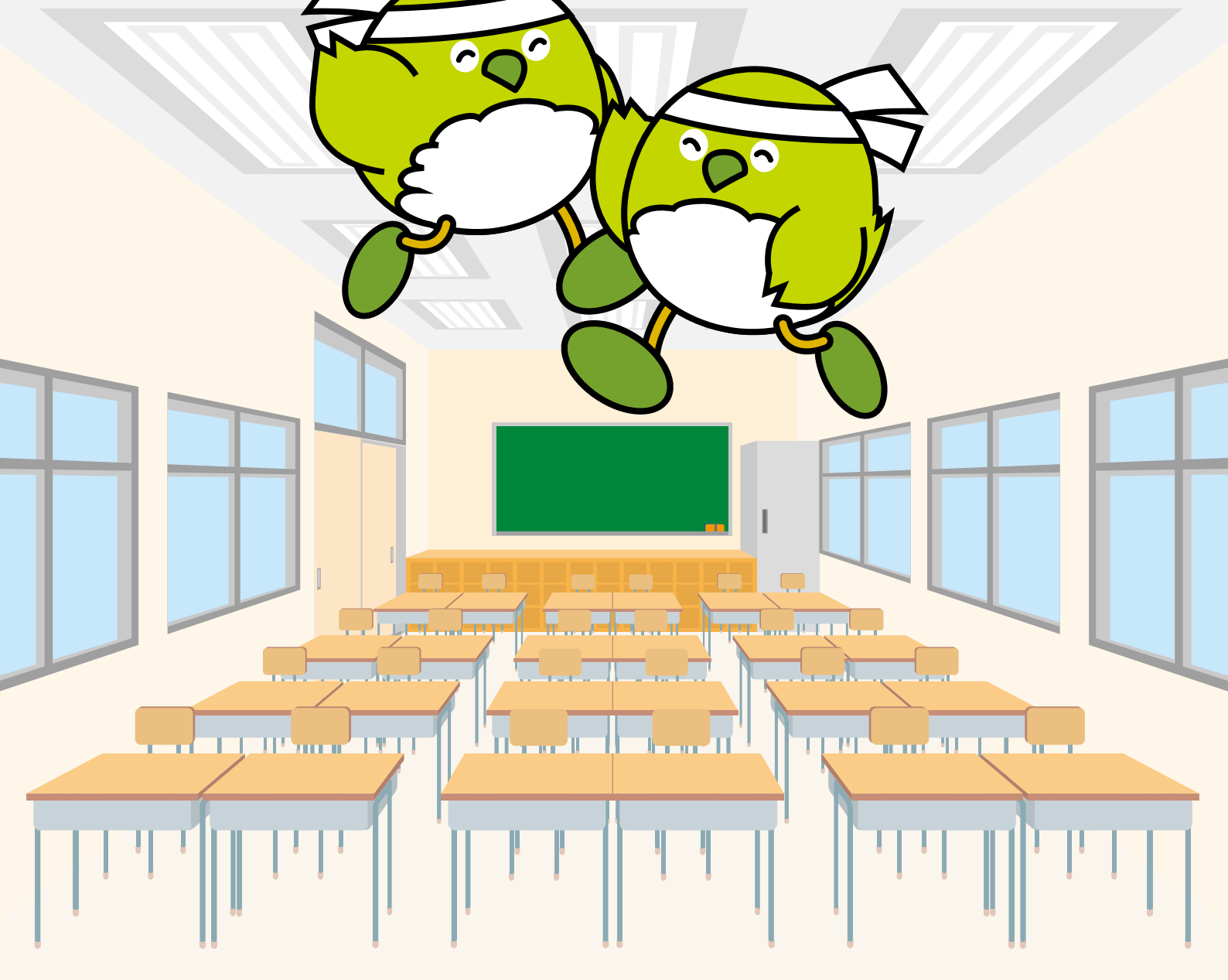
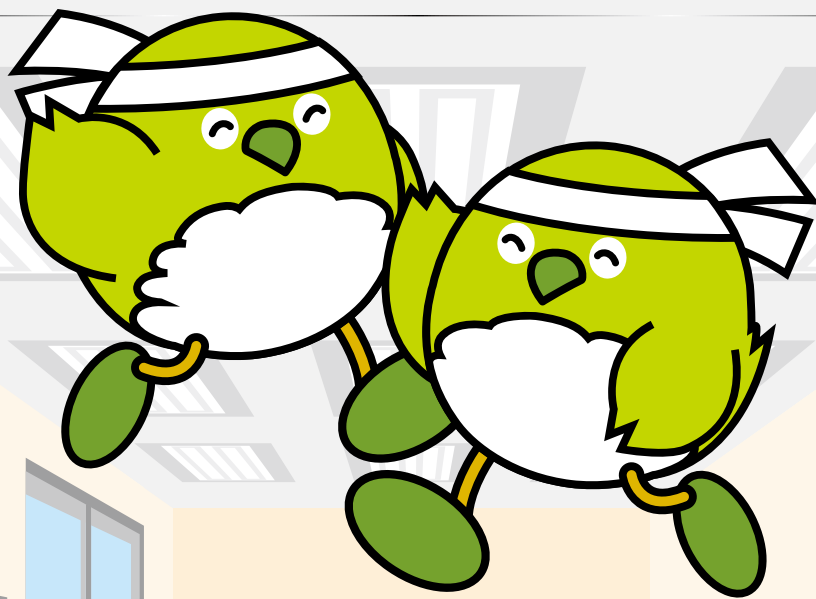


学級経営力向上 ハンドブック



すべての児童生徒の『居場所』と『絆』が
ある学級づくりのために



平成30年3月
大分県教育委員会

このハンドブックについて

この「学級経営力向上ハンドブック」は、若手の先生方や日頃、学級経営に悩んでいる学級担任の先生方に向けて、教師と児童生徒あるいは児童生徒同士の良好な人間関係を築きつつ、すべての児童生徒の「居場所」と「絆」がある学級づくりのために作成したものです。

学級経営に行き詰まったり、問題が起きたりすることはよくあることです。またいじめ・不登校はどのクラスにも必ず起こり得るという意識をもつことが大切です。その際に慌てずに、どのように対処すればよいかはもちろんですが、「学級の雰囲気をよくしたい」「児童生徒同士をもっと仲良くさせたい」という視点からも使えるようになっていきます。学級担任以外の管理職、養護教諭、そして教育相談コーディネーター^{*1}やその他の教諭等の方も含めて、学級経営力の向上に生かしていただきたいと思います。

※1「教育相談コーディネーター」…平成30年度から全ての学校の校務分掌に位置付けられる、SC・SSW等の窓口となり、校内の児童生徒支援のコーディネートを担う役割の教員のことです。

目次



1 『未然防止』編

- (1) 学級づくりのスタートは、具体的に何をすればよいですか？
- (2) 児童生徒の「居場所」と「絆」を、どのようにつければよいのですか？
- (3) 学級の雰囲気を良くするためには、どのようにすればよいですか？
- (4) いじめを未然に防止するためには、どのようにすればよいですか？
- (5) 特別活動における学級活動は、具体的にどのようにすればよいですか？
- (6) 生徒指導の3機能を意識した授業づくりは、どのようにすればよいですか？

2 『初期対応』編

- (1) 保健室によく行ったり、欠席が2～3日続いたりしている児童生徒の対応は、どのようにすればよいですか？

3 『解決支援』編

- (1) いじめを訴えてきた児童生徒の支援は、どのようにすればよいですか？
- (2) 不登校が継続している児童生徒の支援は、どのようにすればよいですか？

1 『未然防止』編



(1) 学級づくりのスタートは、具体的に何をすればよいですか？



「学級開き」から最初の3日間が勝負になります。学級担任として「今年は、こんなクラスをつくりたい」という夢を本気で語る事が大切です。

『学級開き』から3日間で行うこと！

	行うこと	留意点
担任の夢や希望を語り、自己の開示	<ul style="list-style-type: none"> ① 第一声で「こんなクラス・人に成長してほしい」という夢を語る。 ② 「こんなことは許さない」などの思いを語る。 ③ 自分はこんな人間だという自己開示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・笑顔を忘れず明るい雰囲気。 ・必ず何を言うか、事前に準備。 ・何か得意技を披露してもよい。 ・児童生徒は教師が「本気」かどうかや服装・一挙手一投足まで鋭く見ていることを忘れずに。
学級目標・学級組織やルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 教師と児童生徒全員が思いを出し合い、「学級目標」をつくりあげる。 ② 児童生徒の納得のもとで全員が守るべきルールを示し、徹底する。 ③ 一人一人の当番活動で役割意識をもたせ、グループの係活動で創意工夫をさせる。係と当番を分ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学級目標」は、学校目標と連動させつつ、学級全体の「生活目標」と、どのような授業づくりを目指すかという「学習目標」の両方を児童生徒とつくる事が大切。そして、この目標を達成するためのルールを児童生徒自身が作り守る事が大切。
教師と児童生徒との人間関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の名前と顔を全力で覚えて、毎日全ての児童生徒との一会話を心がける。 ② 児童生徒が思いを出しやすい場を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「掃除を黙々と頑張っていたね」何気ない一言でも、「いつも頑張りをしている」という教師のメッセージを送ることが重要。 ・連絡帳の日記や生活ノート、面談等で思いを把握する。
児童生徒同士の人間関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 互いのよさや頑張りを認め合う雰囲気を大切にする。 ② 児童生徒がお互いに自分のことを開示するような活動を行い、コミュニケーションを深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び捨て、悪ふざけや嘲笑などを絶対に許さない姿勢が大切。 ・自己開示は、「構成的グループエンカウンター」「人間関係プログラム」等の手法を活用する。

◎ 団結を強め過ぎないことも大切です。

『最初の3日間でその1年間が決まる!!』と言っても過言ではありません。



(2) 児童生徒の「居場所」と「絆」を、
どのようにすればよいのですか？



両者は似ているようで違います。
「居場所」と「絆」の違いを理解した上で、具体的な方法を
考えていく必要があります。

両者の違い

	意味	主体となって進める者
「居場所」	児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所	教職員
「絆」	主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが感じ取り、紡いでいくもの	児童生徒

- ◆これからの生徒指導においては、「居場所づくり」にとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要
- ◆教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。
教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てる。

(『生徒指導リーフ2「絆づくり」と「居場所づくり」』国立教育政策研究所より)

具体的な方法

	具体的な方法
「居場所づくり」	<ol style="list-style-type: none"> ①クラスの中に守るべきルールを全員が納得のもとでつくり徹底する。 ②いじめや暴力を許さない学級づくりを行う。 ③課題を抱えている児童生徒に寄り添う。 ④人間関係に悩む児童生徒の相談にのる。 ⑤間違ったり失敗したりしても笑わない雰囲気づくりをする。 ⑥対人関係のトラブルが起きないようなソーシャルスキルトレーニング等を行う。 ⑦児童生徒が自己開示を行うような構成的グループエンカウンター等を行う。
「絆づくり」	<ol style="list-style-type: none"> ①授業や行事の中で、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、児童生徒の「自己有用感」^{※2}が高まるような取組を行う。 ②各教科や総合的な学習の時間等で、ある課題に対してグループで話し合い、探究していくことで解決につながる経験をさせる。 ③学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動の中で、共同の活動を通して社会性を身に付け、異年齢における児童生徒間心の結び付きや信頼感を高める取組を行う。

(「今後の不登校への対応の在り方について」平成15年4月不登校に関する調査研究協力者会議報告より)

※2「自己有用感」…他人の役に立った、他人に喜んでもらえた等、相手の存在なしでは生まれてこない感情。「自己肯定感」「自尊感情」とは異なる。



(3) 学級の雰囲気をよくするには、
どのようにすればよいですか？



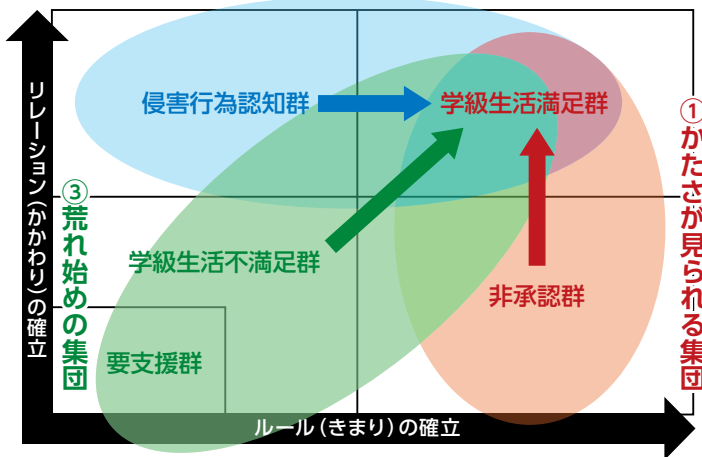
まずは、その学級の状況を客観的に
アセスメント(評価)しましょう。その後、どう改善するか
というプランニング(計画)を行います。

◎学級の状況をアセスメント(評価)できるアンケートの例

「Hyper-QU(図書文化社)」「ASSESS(学校教育開発研究所)」「i-check(東京書籍)」他、各種アンケート調査でアセスメントできます。

◎「Hyper-QU(図書文化社)」におけるプロット図

②ゆるみが見られる集団



縦軸が「承認得点(リレーション)」で、学級で認められているかどうかであり、横軸は「被害得点(ルール)」で、学級の中でいじめ等を受けているかどうか感じているかを表し、この2つの得点結果が、4つのプロットのいずれかに表れます。

学級生活不満足群の中でも不登校になる可能性、耐えがたいいじめを受けている可能性が高い児童生徒がいるのが「要支援群」です。

いずれも目指すのは、「学級生活満足群」にクラスの子どもたちが位置付くようにすることです。

◎それぞれの集団に対するプランニング(計画)について

	集団の特徴	学級の雰囲気を良くするプランニング(計画)
①かたさが見られる集団(縦型の集団)	一見落ち着いているが、意欲に差が見られ、人間関係が希薄。シラッとした活気のない状態。	特定の児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に役割や出番を与え、認められるようにする。生活班や係活動等のグループ活動を積極的に取り入れ、メンバー同士で認め合う。レクなどの楽しい活動もおすすめ。
②ゆるみが見られる集団(横型の集団)	一見自由にのびのびしているが、規範意識が低下しており、小さなトラブルが頻発している状態。	学級目標を達成するためにみんなで守るルールを再確認し、それを徹底する。ルールをきちんと守っている児童生徒を積極的に認め、小さいルール違反を曖昧にしない。
③荒れ始めの集団(斜め型の集団)	①と②が入り混じっており、学級崩壊寸前の状態。	ルールとリレーションのどちらも確立していないので、まずはルール、そしてリレーションの順で取り組む。中間派の児童生徒の意欲を喚起する。



(4) いじめを未然に防ぐには、
どのようにすればよいですか？



児童生徒に「いじめ」とは何かを理解させる必要が
あります。「いじめ」は悪いことだからしてはいけないと
いう指導では効果は期待できません。

◎『いじめ』を正確に理解させる

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**
【いじめ防止対策推進法】



《法律上での「いじめ」》

何かをされた方が心身の苦痛を感じれば『いじめ』となる

◎「いじめ」にあたるのかどうかについて具体的な事例で考えさせる

- ・いつも授業中、手を挙げないAさんが隣の席のBさんから「もっと手を挙げて積極的に意見を言わないと。」と言われた後、黙ってうつむいてしまった。
- ・「ふざけあっているだけ」ってCさんは言うけど、Dさんはとても嫌そうな顔をしていたよ。

これって「いじめ」
なのかな？



◎いじめを未然に防ぐために大切なこと

「みんながってみんないい」
「教室は間違ところだ」等の、
一人一人を大切にされた雰囲気づくり

特別活動におけるいじめの
未然防止等の生徒指導との関連を図った
「居場所づくり」と「絆づくり」

『いじめ』を防ぐために

「困った」「分からない」などと
教師や児童生徒同士で何でも
言いやすい雰囲気づくり

「陰口」「無視」「排除」「攻撃」等が
当たり前の雰囲気にならない
雰囲気づくり



あいさつや発表の回数、読書の冊数などをクラスごとに競うなど、同調圧力や
学級の団結を強め過ぎることは、逆にいじめを助長する一因になりかねません



(5) 特別活動における学級活動は、
どのようにすればよいですか？



特別活動における学級活動は、学級のよりよい
人間関係を構築する上で大変重要です。学級活動(1)と
学級活動(2)(3)の違いを理解しましょう。

◎「中学校学習指導要領解説 特別活動編」より（小学校、高等学校も基本は同じ）

《学級活動(1)》
学級や学校における
生活づくりへの参画

- ・児童生徒が自発的、自治的に学級としての「議題」を「選定」する。
- ・学級の児童生徒全員が協働して取り組まなければ解決できない課題であることが必要。
- ・集団として考えの折り合いを付けて「合意形成」を図る。
- ・いわゆる「学級会」がこれに当たる。司会は**児童生徒**。

《学級活動(2)》
日常生活や学習への適応と
自己の成長及び健康安全

- ・教師が年間指導計画に基づき、指導したい「題材」を「設定」する。
- ・児童生徒が共通する問題を話し合い、自分の課題解決方法を一人一人考えることができるような問題であることが必要。(2)は現在、(3)は将来の問題。

《学級活動(3)》
一人ひとりのキャリア形成と
自己実現

- ・児童生徒一人一人の理解や自覚に基づく「意思決定」を図る。
- ・授業の進め方は主として**学級担任**が行い、指導の効果を高めるために養護教諭や栄養教諭等のGTと連携するなど、個に応じた工夫をする。

重要

特別活動における学級活動で行うのは、あくまで「いじめの未然防止」であり、いったんいじめが起きてしまったからは、学級活動ではなく、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づき、校内対策組織で対応していくようにすること。

●学級活動を成功させるポイント「指導資料 特別活動編」(国立教育政策研究所)より

学級活動(1)	学級活動(2)(3)
<ul style="list-style-type: none"> ①「議題ボックス」等に基づき、児童生徒が自発的、自治的に議題を選定する。 ②学級全員で解決すべき議題を選定する。 ③提案理由を明確化する。 ④意見を出し合う際に短冊等に記載する。 ⑤すぐに多数決に頼らず、少数意見を生かすようにする。 ⑥折り合いを付けるために考えを合体するなど工夫する。 ⑦学級会の進行表やノートなどを用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「年間指導計画」に基づき、教師が題材を設定する。 ②児童生徒の実態を的確につかむ。 ③指導するねらい・付けたい資質能力を明確にする。 ④中心となる問題点・指導内容・展開の方法を明確にする。 ⑤適切な資料を選ぶ。 ⑥児童生徒が自分に合ったためあてを「意思決定」できるようにする。



(6)「生徒指導の三機能を意識した授業づくり」はどのようにすればよいですか？



教師主導の授業から脱却して、児童生徒と共に創る授業展開を考えましょう。学校が目指す授業像を児童生徒と共有し、学習目標の設定と振り返りを適宜行いましょう。児童生徒による授業評価も有効です。

各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動等で

自己決定の場を与える

「自ら課題を見付け、それを追及し、自ら考え、判断し、表現する授業」

自己存在感を与える

「児童生徒一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業」

共感的人間関係を育成する

「お互いに認め合い、学びあうことができる授業」

一人一人の児童生徒が、各教科等の時間に、自分の考え方・感じ方をもって（自己決定）、それをみんなの前に示す（自己存在感）。そして、児童生徒は互いにそれぞれの相手を受容していく（共感的人間関係）。これを十分に行うことが各教科等における生徒指導なのです。これらの3機能は「人権尊重の3視点」でもあり、「自己有用感」を高めたり、「わかる授業」を成立させたりするための視点でもあります。

（参考「人権教育の日常的な推進に向けて」大分県教育庁人権・同和教育課）

◎教師自身による生徒指導の3機能を意識した授業づくり簡単チェックポイント

自己決定の場を与える	✓	自己存在感を与える	✓	共感的人間関係を育成する	✓
○興味・関心をもつ資料の提示		○間違っただ意見を大切にす		○発表する人の方を向かせる	
○課題・方法・形態を選択できる		○つぶやきを取り上げる		○発表する人にうなずきや相づちをさせる	
○個人の考えを話す場を設定		○児童生徒の名前を呼ぶ		○自己開示をお互いにさせている	
○考える視点や方法を示す		○全員が授業に参加できる配慮をする		○教師主導にならない配慮	
○個人で考える時間を取る		○発言しない児童生徒への配慮		○発言をつなげ、集団で学び合う	
○体験的な活動をさせている		○賞賛や励ましの言葉を与える		○児童生徒の意見を傾聴する	
○思考過程がわかるノートやワークシートの書き方を指導している		○児童生徒の実態を把握しておきどの場面で生かすか考えておく		○相互評価などお互いのよさを認め合う活動を行う	
○振り返りをさせている		○多様な考えを認めている		○授業の開始終了時刻を守る	
○対立意見を生むような発問をしている		○役割分担を決めて、一人一人追究に参加させている		○ペアやグループ学習で、協力して課題解決の場を設定	

大分県教育委員会が提唱している「新大分スタンダード」の中にも「生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開」を示しており、安心して学べる「学びに向かう学習集団づくり」が必須とされています。学習目標を立てることにより、主体的に学習する態度もつくれます。

2 『初期対応』編

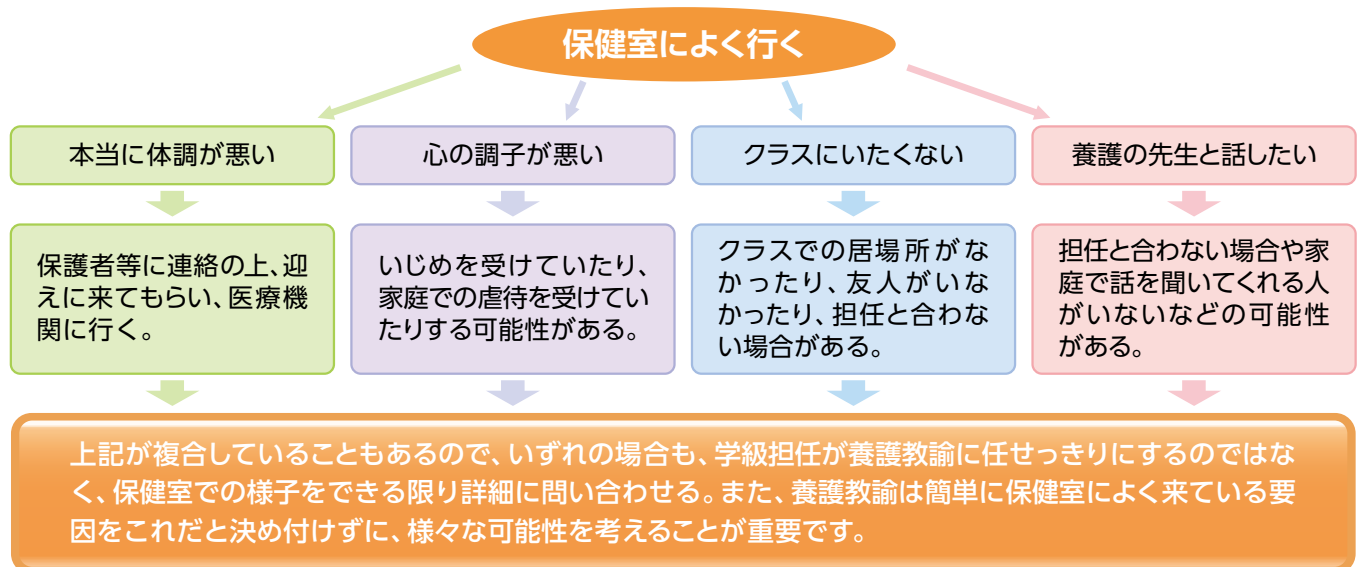


(1) 保健室によく行ったり、欠席が2～3日続いたりする児童生徒の対応は、どのようにすればよいですか？

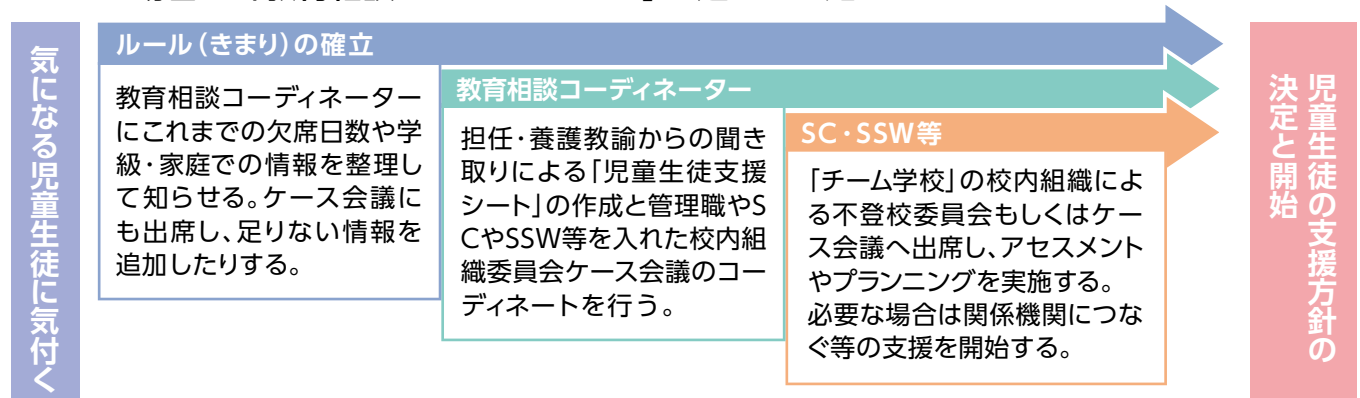


気になる児童生徒について、日頃から、教育相談コーディネーターや養護教諭等と情報共有して、何でも話ができる関係づくりが大切です。

◎保健室によく行く児童生徒について、様々な要因を考えておくことが必要です。



◎欠席1・2日目は「あったかハート1・2・3」を徹底してください。3日目以上の連続欠席になった場合は、「教育相談コーディネーター」へ速やかに知らせてください。



「何が何でも学校に復帰させるのが良いことだ」「クラスの友だちが手紙を書いて登校刺激をすればよい」「毎日家庭訪問をすればよい」こうしたことが返って重荷になるケースもあります。だからこそSCやSSW等の専門家を入れてアセスメントしましょう。

3 『解決支援』編



(1) いじめを訴えてきた児童生徒の支援は、どのようにすればよいですか？



まずは、その児童生徒のことを全力で守りましょう。
命に関わる可能性があるという前提で、
細心の注意を払うことと組織で支援することが大切です。

◎「いじめ」は命に関わることから、他のどの業務よりも最優先で迅速に対応します。

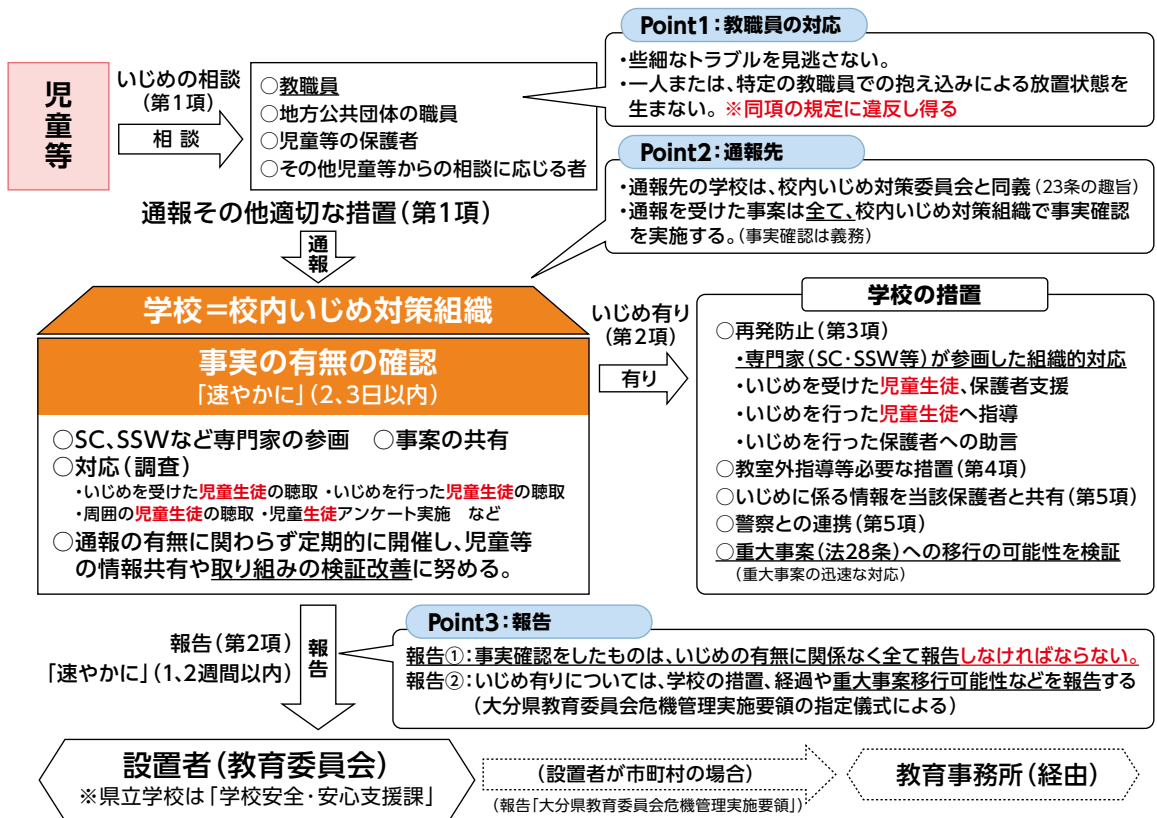
《いじめ防止対策推進方》

- 第23条の1 学校の教職員(中略)及び児童等の保護者は、児童等からいじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 第23条の2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行う為の措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

通常時の「いじめ」対応(法第23条関係)



学級担任が「いじめ」の訴えを聞いていたのに、そのことをずっと報告しなかったら、法律違反になりますよ。



「子どもを守り通す」とは、いじめがもし継続していたらその行為を止めさせたり、深刻度の高い被害者については、登校から休み時間はもちろん下校までぴったり張り付いたりして、いじめるスキを与えないよう、徹底的な見守りを行うことです。

◎詳細は「いじめ対策、不登校支援の手引き」(平成30年3月 大分県教育委員会)を参照してください。



(2) 不登校が継続している児童生徒の支援は、どのようにすればよいですか？



まず「児童生徒支援シート」が作成されているかを確認しましょう。作成されていなければ早急に作る必要があります。支援はそこから開始です。

◎「児童生徒支援シート」の作成と見直しをします。

右が大分県で作成された「児童生徒支援シート」です。これを作成することにより、様式1で児童生徒の現在の状況を、様式2で支援の状況を記載します。

このシートを確認すれば、不登校の要因や支援状況が人目でわかります。学級担任の情報を元に「教育相談コーディネーター」が作成します。

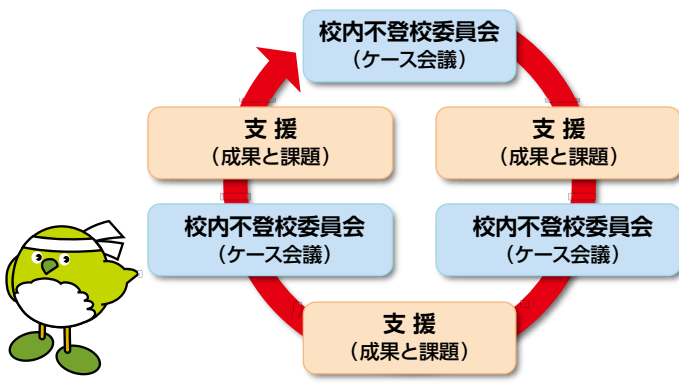
児童生徒支援シート (様式1) フォイイスシート

児童生徒	学校名	学年	担任
氏名	性別	生年月日	年齢
住所	学年	学年	学年
主訴	<input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 特別支援 <input type="checkbox"/> 学習困難 <input type="checkbox"/> 経済的困難 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> その他		
家族構成(シブシブ)	母体	父体	兄弟姉妹
<input type="checkbox"/> 単親家庭 <input type="checkbox"/> 再婚家庭 <input type="checkbox"/> 養子家庭 <input type="checkbox"/> 障害児の家族 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者
今年度の欠席状況	今年度の欠席状況(不登校等の期間を)		
1学期	2学期	3学期	4学期
5学期	6学期	7学期	8学期
9学期	10学期	11学期	12学期
13学期	14学期	15学期	16学期
17学期	18学期	19学期	20学期
21学期	22学期	23学期	24学期
25学期	26学期	27学期	28学期
29学期	30学期	31学期	32学期
33学期	34学期	35学期	36学期
37学期	38学期	39学期	40学期
41学期	42学期	43学期	44学期
45学期	46学期	47学期	48学期
49学期	50学期	51学期	52学期
53学期	54学期	55学期	56学期
57学期	58学期	59学期	60学期
61学期	62学期	63学期	64学期
65学期	66学期	67学期	68学期
69学期	70学期	71学期	72学期
73学期	74学期	75学期	76学期
77学期	78学期	79学期	80学期
81学期	82学期	83学期	84学期
85学期	86学期	87学期	88学期
89学期	90学期	91学期	92学期
93学期	94学期	95学期	96学期
97学期	98学期	99学期	100学期

様式2 児童生徒支援シート

氏名	性別	生年月日	年齢
住所	学年	学年	学年
主訴	<input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 特別支援 <input type="checkbox"/> 学習困難 <input type="checkbox"/> 経済的困難 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> その他		
家族構成(シブシブ)	母体	父体	兄弟姉妹
<input type="checkbox"/> 単親家庭 <input type="checkbox"/> 再婚家庭 <input type="checkbox"/> 養子家庭 <input type="checkbox"/> 障害児の家族 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者	<input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者 <input type="checkbox"/> 養育者
今年度の欠席状況	今年度の欠席状況(不登校等の期間を)		
1学期	2学期	3学期	4学期
5学期	6学期	7学期	8学期
9学期	10学期	11学期	12学期
13学期	14学期	15学期	16学期
17学期	18学期	19学期	20学期
21学期	22学期	23学期	24学期
25学期	26学期	27学期	28学期
29学期	30学期	31学期	32学期
33学期	34学期	35学期	36学期
37学期	38学期	39学期	40学期
41学期	42学期	43学期	44学期
45学期	46学期	47学期	48学期
49学期	50学期	51学期	52学期
53学期	54学期	55学期	56学期
57学期	58学期	59学期	60学期
61学期	62学期	63学期	64学期
65学期	66学期	67学期	68学期
69学期	70学期	71学期	72学期
73学期	74学期	75学期	76学期
77学期	78学期	79学期	80学期
81学期	82学期	83学期	84学期
85学期	86学期	87学期	88学期
89学期	90学期	91学期	92学期
93学期	94学期	95学期	96学期
97学期	98学期	99学期	100学期

◎「教育相談コーディネーター」が定期的な校内委及び員会ケース会議を実施します。



校内不登校委員会は教育相談コーディネーターが運営を行い、管理職、学級担任、養護教諭、生徒指導担当者等の学校関係者はもちろん、SCやSSW等の専門スタッフの窓口となり、校内委員会及びケース会議のコーディネートをを行います。学級担任は、このケース会議に参加の上、決定された支援を行っていくこととなります。

◎その児童生徒が支援を受けている関係機関や民間団体等と連携しましょう。

- 不登校児童生徒及び保護者を支援する機関や団体
- ① 教育支援センター
 - ② 不登校親の会
 - ③ フリースクール
 - ④ 図書館・青少年の家
 - ⑤ 子ども食堂等

不登校児童生徒及びその保護者を支援する動きが広がりつつあります。大分県内においても、左のような支援機関や団体が様々な支援を行っています。最もよくないのは、どこからも支援が届かず自室に引きこもってしまうことです。自分のクラスの児童生徒がこうした機関や団体等の支援を受けている場合は、無理に学校に戻そうとせず、積極的に連携をすることがその子の社会的自立につながります。

◎詳細は「不登校児童生徒支援プラン」(平成30年3月 大分県教育委員会)を参照してください。



学級経営力向上 ハンドブック

すべての児童生徒の『居場所』と『絆』が
ある学級づくりのために

平成30年3月

編集・発行／大分県教育庁学校安全・安心支援課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL:097-506-5546・5547

FAX:097-506-1800

URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/31450/>

E-mail a31450@pref.oita.lg.jp